

財政構造改革における取り組み事項（案）

全般的事項

- 1 新たな官民協働体制の確立（町内会等） P 1 ~ 4
- 2 人口推計の検証による長期的都市政策の見直し . . . P 5 ~ 8

公債費

- 3 公債費の適正管理 P 9 ~ 10

人件費

- 4 職員給与制度の見直し P 11 ~ 14

一部事務組合負担金

- 5 一部事務組合負担金の見直し P 15 ~ 16

特別会計繰出金等

- 6 繰出金（特別会計の健全運営） P 17 ~ 18

個別事業の見直し

- 7 新たな補助基準 P 19 ~ 22
- 8 市単独の高齢者福祉施策の見直し P 23 ~ 24
- 9 各種医療費助成制度の見直し P 25 ~ 26
- 10 就学援助の見直し P 27 ~ 28
- 11 小規模企業活性化資金貸付事業 P 29 ~ 30

その他経常経費の節減

- 12 公の施設の管理委託 P 31 ~ 34
- 13 学校給食 P 35 ~ 36

財源の確保

- 14 収納向上対策の見直し P 37 ~ 38
- 15 新たな財源の確保 P 39 ~ 40
- 16 市及び土地開発公社所有の未利用地の活用 P 41 ~ 42

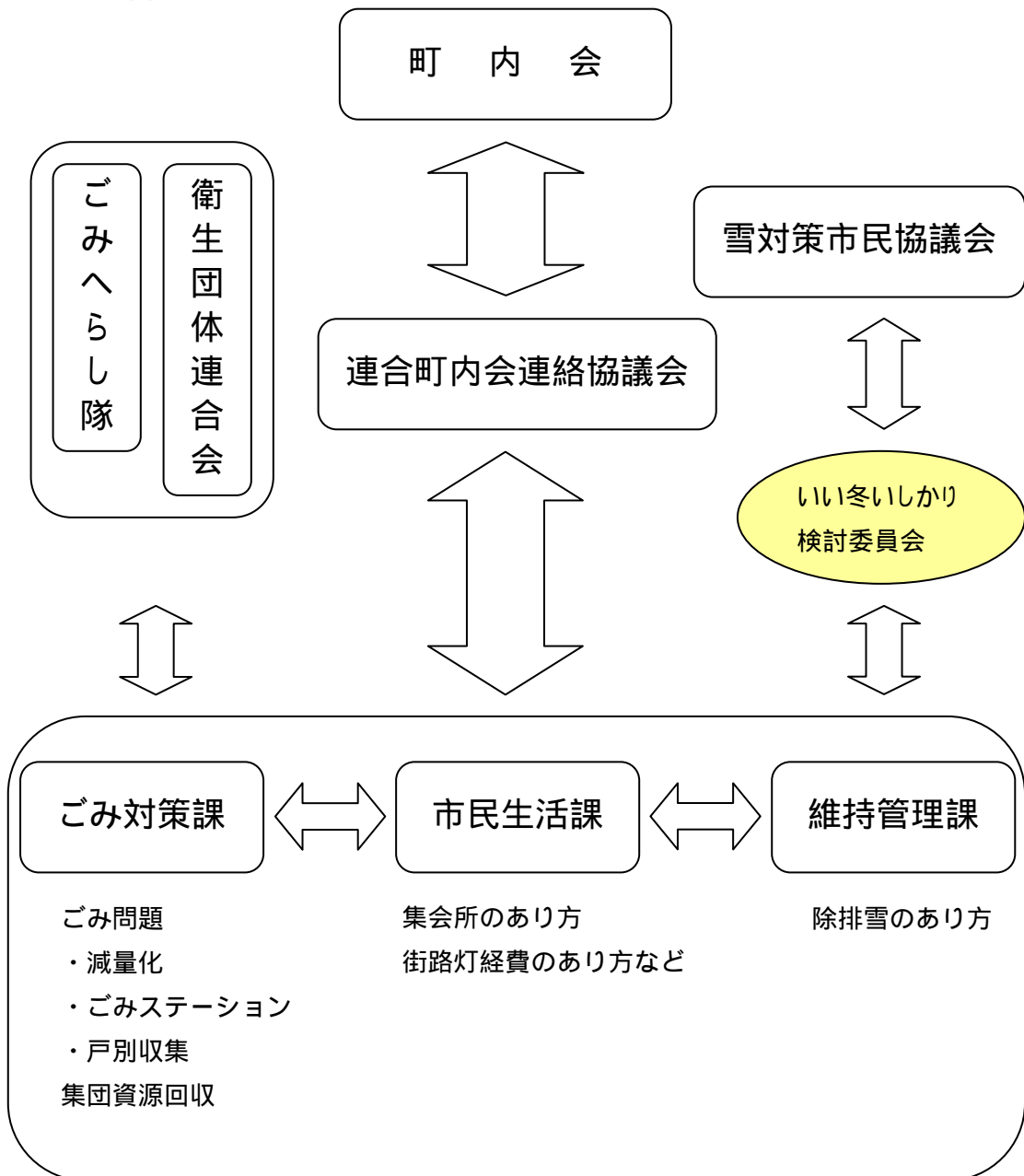
1	新たな官民協働体制の確立（町内会等）
<p>1 はじめに</p> <p>市町村の基礎的サービスであるごみ収集、除排雪、集会所や街路灯管理などの自治振興策のあり方については、地域コミュニティの中心的存在の町内会と、長い歳月を経て現在の協力・協調体制を作り上げてきました。しかし、少子高齢化社会の本格的到来と、低成長というよりむしろ右肩下がりの経済情勢である今日、これまで培ってきた我が国の様々な社会システムが疲弊し、これからの時代に対応できない状況となっております。</p> <p>行政と町内会との協力・協調体制についても、長期に渡り構築されたシステムであることから硬直化や非効率と思われる面もあり、この際、それぞれの責任と負担のあり方について見直すとともに、市財政のみならず町内会等にも負担・労力の軽減となるような、効果的・効率的なサービスの抜本的再構築を行い、持続可能な新たな官民協働体制の確立を図る必要があります。</p>	
<p>2 取り組み内容</p> <p>（１）町内会との責任と負担の見直し</p> <p>町内会活動の拠点となっている集会施設は、市が公共施設として建設し、管理を有償で町内会に委託しておりますが、自治体によっては町内会が自ら建設し管理しているところもあり、行政としての義務性は高いとはいえません。一方、細街路の街路灯については、市の補助を得て町内会で設置及び管理をしておりますが、地域内といえども交通安全や防犯上、行政が主体的に行う基礎的サービスとも考えられます。このようなサービスのあり方について、行政と町内会との責任と負担を見直す必要があります。</p> <p>（２）雪対策問題</p> <p>除排雪事業は、本市の地域特性から考えても、市民が冬期間の生活を営む上で避けられない財政支出ではありますが、年間５億円を超える貴重な税金が費消され続けている状況にあります。当然、財政運営の点から出来る限り経費を縮減する手法が求められますが、このほかに、高齢化社会の進展に伴い、市民にとって最も懸案である「除雪による置き雪」が今後さらに問題化することも懸念されるなど、除排雪事業のあり方全般を抜本的に見直す必要があります。</p> <p>このため、効果的・効率的な雪対策の方策を検討する市民組織として、本年８月に雪対策市民協議会が発足したところですが、今後は、大きな課題である「生活道路の運搬排雪」や「置き雪」を中心に、例えば「生活道路の運搬排雪」では、町内会との協働によるパートナーシップ排雪事業、「置き雪」では、除雪が困難な世帯に対し地域の方が雪を処理する「除雪ボランティア」、あるいは新たな民間サービスを活用するなど、具体的方策の検討を通じて行政、市民、事業者の３者が連携し協働する仕組みを築き上げる必要があります。</p> <p>（３）ごみの減量とリサイクルの促進</p> <p>ごみ問題は、市の財政負担だけでなく、町内会にとってもゴミステーションの管理を通じて、心労が絶えない重大な懸案事項となっております。最近では、マナーやルールを無視した悪質なゴミ投棄を防ぐため、設置場所等の工夫、さらにはステーションを廃止して戸別収集に踏み切った事例もあります。「ゴミ出し」は、プライバシーの保護を図る必要がありますが、ごみを出す人の顔がみえないことからマナーの低下やルールを守らない悪質なゴミ投棄が絶えないことも現実の問題であり、ゴミを出す方の責任を明確にすることも一定程度は必要であり、このことが結果的にごみの分別や減量にも繋がるものと思われます。</p>	

いずれにしても、ごみの減量化を図り、循環型社会を築き上げるためには、市と市民が協力し合ってこそ初めて実現するものであり、まず、市民有志により構成された「ゴミ減らし隊」や町内会の衛生担当者で構成される衛生団体連絡協議会をはじめ、市民といっしょに検討する必要があります。

また、集団資源回収制度についても、相乗効果が図られるように必要な見直しを行う必要があります。

上記の各取り組みは、それぞれテーマが大きいことから個別に検討せざるを得ないものですが、いずれも町内会と深く関わっている事項であり、市役所関係部署の連絡体制を整えその全容を示しながら、市連合町内会連絡協議会を通じて、町内会との意見や情報交換を同時に進めていく必要があります。

イメージ図



取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項 **新たな官民協働体制の確立（町内会等）**

部局名 **生活環境部、建設部**

生活環境部

1 町内会との責任と負担の見直し

集会所の管理運営、街路灯の管理運営費の見直しを検討します。

（1）参考数値（H14決算）

（単位：千円）

集会所管理運営委託事業	委託金額	12,900	（市負担）
	運営経費	23,819	（組合総支出）
集会所管理運営費		4,411	（市負担）
集会所改修事業費		352	（市負担）
街路灯組合補助金	補助金額	20,927	（市負担）
	運営経費	34,879	（組合総支出）

（2）課題と問題点

- ・集会所を町内会の管理にした場合においても、改築・改修・修繕については市が関与する必要があります。
- ・防火管理者・火災保険・消防設備を市と町内会どちらに帰属させるかを検討することが必要です。
- ・市と集会所運営委員会それぞれの負担割合は、町内会によって異なることから、集会所ごとに異なった対応が求められるものと思われます。
- ・現在老朽化が進む、花川北の3会館の負担割合を検討することが必要です。
（わかば会館 S51 年建築、白樺会館 S53 年建築、紅葉山会館 S56 年建築）

（3）所管課の意見

街路灯組合の補助金は、市の負担割合の見直しを検討します。

集会所については、前述のように課題と問題点があり、これらの解決のためには、集会所の新築・大規模改修の場合に市が補助を行う等、新たな財政支出の枠組みが必要な側面もあります。単に、財政支出の削減に着目した見直しではなく、コミュニティの自立とサービスのあり方の問題として、市全体で新たな官民協働体制を確立するために検討していくべきであると考えます。

2 ごみの減量とリサイクルの促進

（1）ごみの減量とリサイクルの促進について

平成15年3月にごみ減量化計画を策定し、一人一日100グラム減量を目標に各種事業に取り組んでおりますが、今後更なる減量・リサイクルを推進するため「ごみ収集方法」や「ごみステーションのあり方」など多くの議論が町内会を通して行われるものと考えます。「ごみ問題」の諸解決には、市民・事業者・行政の3者による役割分担をしながら連携し協働する仕組みづくりが急務であります。そのためには、各町内会と行政との強固な連携が不可欠であり、推進体制の見直しも含めた検討が必要であると考えます。

(2) ごみ減量推進組織

市内には、ごみ減量関係の推進組織として「衛生団体連合会」を始め「ごみへらし隊」があります。現在あるふたつの組織のうち、ごみへらし隊は一般的なボランティア組織ですが、衛生団体連合会は単位町内会からの代議員制で組織されており、市からの全額補助金で運営され各種事業を実施しております。今後、町内会との意見や情報交換を進めていく中で、効果的・効率的な事業の展開を実施するためにも、既存組織の見直しも含めた新たな官民協働体制の検討が必要であると考えます。

衛生団体連合会の主な事業

- ・全市一斉クリーン作戦（春・夏・秋）
- ・リサイクルフェスタ（リサイクルプラザで実施）
- ・クリーンいしかり運動モデル地区支援事業

課題と問題点

- ・限られた市財政運営の中で、全額補助運営の見直しが必要である。
- ・取り組み事業が各町内会の活動と重複するところが多い。
- ・組織運営の面で、衛団連と連合町内会の二重構造的な部分がある。
- ・事業主体が行政中心であり、団体としての独自性の検討が必要である。

(3) 所管課の意見

衛生団体連合会設立当時の時代背景（蚊とハエをなくする運動）から、時代ニーズ（ごみ減量など）に合った事業展開が求められており、現状では町内会との二重構造的な運営で非効率的な一面があり、より効率的な組織と事業を目指しての検討が必要であると考えます。

建設部

【雪対策問題】

近年、高齢社会への移行や生活スタイルの多様化などにより、市民の除雪に対する市への要求は複雑多様化しているものの、これを市がすべて受け入れ反映させていくことは難しい状況にあります。

このため、現在の行政中心の雪対策を見直し、今後「市民」「事業者」「行政」の3者による新たな協働関係を構築するなど、これまでも増してより効果的・効率的な雪対策の実施が急務となっております。

このような現状を踏まえ、3者の協働関係の構築や役割分担のあり方などを調査・研究し、雪対策全般における施策を市長に提言していただくため、市民が主体となった市民組織である「雪対策市民協議会」を平成15年8月に立ち上げたところであり、今後、市民協議会においては、これまで行政に寄せられた苦情や要望の分析のほか、下記の個々具体的なテーマを設定し、ワークショップ等により検討及び分析を重ねていただきます。

1. 置き雪問題、2. 融雪機器設置の促進、3. 雪堆積場用地の確保、4. 地域特性を生かした除雪基準や排雪基準の策定、5. 除排雪水準向上に対する住民負担、6. 除排雪受託業者に対する事業評価制度、7. 除排雪事業における情報提供や周知、8. 雪処理施設の整備、9. パートナiership制度、10. 高齢者等の間口処理における除雪ボランティア導入

行政としては、市民協議会での議論や「事業者」との協議において情報提供に努め、情報を共有し意見交換を図るなど積極的に関与するとともに、「市民協議会」が概ね3年程度をかけ策定し市長に提出する「雪対策提言書」を尊重し、市民の満足度の高い除雪などのあり方についてより効果的・効率的な雪対策の実現を目指します。

1 はじめに

市の様々な施策は、総合計画並びに各種の個別計画などに基づいて実施されていますが、これらの計画で指標設定あるいは予測した人口は、策定期間や指標年次の違いから計画ごとに相違がみられます。特に長期的公共事業を伴う都市政策的計画については、都市としての人口収容能力にも関わることから、やや高めの人口予測に基づき整備することもやむを得ないものですが、実態から大きくかけ離れた場合は過剰投資となり、将来に向かって多大な財政負担を強いられる危険性があります。

このことから、それぞれの計画人口の適否を判断できるような新たな人口推計を指針として、まず現計画の検証を行い、必要に応じて計画の改定や長期的公共事業の見直しを図る必要があります。

主な計画の人口予測

計 画 名	策定(改定)年次	指標(予測)年次	指標(予測)人口
公共下水道計画	平成3年	平成22年	120,000人
新総合開発計画	平成7年	平成16年	72,000人
住宅マスタープラン	平成9年	平成17年	73,400人
総合福祉計画	平成10年	平成16年	60,000人
都市マスタープラン	平成13年	平成32年	77,400人
石狩西部地域広域的水道整備計画	平成13年	平成47年	85,000人

石狩市の人口 55,910人(平成15年3月末住民基本台帳人口)

2 取り組み内容

(1) 各種計画の指針となる人口推計の策定

計画によって推計方法や策定年次及び指標年次の相違は今後とも生ずるものですが、上限値と下限値を設定した人口推計の指針を策定し、各種計画人口の適正度合いを検証し、整合性を図る必要があります。

(2) 市街地政策の方向性

本市の市街化区域における人口収容能力は、現在のところ十分余力があり、市街化区域拡大の必要性は当面生じないことが予想されます。今後は、著しく高齢化が進展した花川北地区などについて、2世帯住宅建設が可能となる建ぺい率・容積率の緩和を再度検討するなど、既存市街地の活力再生に向けた方策に取り組む必要があります。

(3) 今後の公共下水道整備のあり方

公共下水道事業は、整備費が多額なため人口・家屋の集積度合いが費用対効果の点で重要になります。本市の人口集中地区は概ね整備がなされてきておりますが、未整備地区については、合併浄化槽などの様々な汚水処理方法も含めて、その状況に適した手法により効率的な整備を行う必要があります。

(4) 恒久水源対策(当別ダム建設)の水需要の精査

各種計画の中で、推計人口が高く、かつ非常に多額の投資を伴う超長期公共事業であることから、過剰投資とならないよう十分留意する必要があります。また、計画策定時(平成3年)に比べ、一人あたりの水需要量も変化していることが考えられるので、的確な人口推計と水需要予測を早急に行い、今後の計画の見直しを行う必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	人口推計の検証による長期的都市政策の見直し
--------	-----------------------

部局名	水道部、建設部
-----	---------

水道部（工務課）

1 はじめに

当市における水道は、給水区域内における普及率が98%を超え、市民の生活に欠くことのできない重要な基盤施設となっております。

このような情勢下において当市は、石狩川という大きな川があるものの水利権の取得が困難であり、その水を利用することができず、量的確保や地盤沈下そして水質保全上からも市民に対する安定供給に不安が残る深層地下水や割高な札幌分水をもって、これまで水量確保を行なってきました。

これらの問題を解決させ、しかも自立した地方自治体として全市民が安心して豊かな生活を過せるよう、その恒久水源を北海道のプロジェクトである当別ダム（洪水調節、農業用水、水道用水の確保を目的とする多目的ダム）に求め、当市も参画する石狩西部広域水道企業団から、平成25年度より受水する計画となっております。

2 石狩西部地域広域的な水道整備計画における当市・人口推計の考え方

当市における地理的、社会的特性などを勘案し、水道部では次に示す基本姿勢と各種問題点などを踏まえ、次世代に責任が持てる水源確保を重要視し、人口推計（平成47年：85,000人）を行っています。

3 基本姿勢

- （1）市民生活の安心と経済活動の活性化を確保できる水源確保
- （2）将来世代に責任が持てる水源確保
- （3）他自治体からの分水に頼らない、自立したまちづくりの観点からの水源確保

4 市を取り巻く現状と問題点

- （1）当市の地理的特性や財政規模から、膨大なる費用を要するダムなどの水源を単独で持ち得ないこと
- （2）実質的にも規制がかかる地下水のこれ以上の揚水は、地盤沈下の恐れがあること
- （3）当別ダムは、道央圏における最後のダムプロジェクトであること

5 事業再評価の実施について

来年度（平成16年度）は、水道事業の効果的・効率的な執行の確保を図る観点から、まずは水道事業の再評価を当部で行い、その後第三者機関などからの意見を踏まえ、国へ提出する予定です。

なお、再評価を行う際に不可欠となる将来計画人口と計画給水量の推計については、当市における他のまちづくり計画などを踏まえながら、以下に示す懸念事項などにも十分配慮しつつ、市民生活の安心と経済活動の活性化を当市が責任をもって確保・保障できるよう政策的な見地から行うことにより、恒久水源の量的確保を図ろうとしているところです。

6 人口及び給水量推計検証時の懸念事項

(1) 計画水量 (= 計画人口) の変更は、当別ダムの堤高変更にも繋がり、再度、全体の構造計算や基本設計、実施設計などを行わなければならない、新たな負担金が原因者である当市に求められます。

(2) 計画水量 (= 計画人口) を変更させると、石狩西部広域水道企業団からの用水供給単価 (ランニング コスト) や既建設投資への影響が長期にわたり発生し、その運営・建設負担金が当市に対し生じます。

水道部 (下水道建設課)

石狩市公共下水道事業基本計画は、平成 22 年度における行政区域内人口を 120,000 人と想定し、平成 3 年度に策定されています。

これは、当時の上位計画である「札幌圏広域都市計画区域市街地整備基本計画(平成 2 年)」が平成 22 年で総人口 120,000 人、市街化区域人口 116,800 人としていることによるものです。

その後、「札幌圏広域都市計画区域市街地整備基本計画」は、平成 9 年 9 月に見直され、平成 22 年の総人口は 82,300 人、市街化区域人口は 78,600 人へと下方修正されていますが、石狩市公共下水道事業基本計画の変更は行われておりません。

なお、現在の石狩市公共下水道事業基本計画は、おおむね次のようになっています。

処理区名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	備考
手稲処理区	452	24,000	24,000 人で整備中
茨戸処理区	1,160	50,000	50,000 人で整備中
八幡処理区	79	5,900	3,000 人で整備中
樽川処理区	154	12,200	未整備
中生振処理区	310	24,700	未整備
合計	2,155	116,800	

手稲処理区は 24,000 人、茨戸処理区は 50,000 人で整備中であり、また、八幡処理区は平成 13 年度に一部計画変更を行い 3,000 人で整備がスタートしています。

しかし、樽川処理区と中生振処理区は、全く手付かずのままであり、今後においても各上位計画で位置付けされていないことから、実質的には公共下水道の計画人口は 77,000 人で整備が進んでいるところですが、他計画との整合を図る必要があるため早急に基本計画の変更手続きをとりたいと考えています。

建設部

1 主な計画の人口予測

将来人口については、あくまで、過去のデータに基づく推計です。

2 取り組み事項について

花川北地区など既存市街地の活力再生については、建ぺい率や容積率を緩和することで解決するものではなく、これらは、あくまでも一つのファクターでしかないと考えています。

都市計画としては、この地区における現状での課題を精査したうえで、将来においても持続可能なまちづくりが行われるような土地利用の規制の強化あるいは緩和を検討したいと考えています。具体的には、建築物の用途、建ぺい率、容積率の規制内容について調査・検討を行いたいと考えており、本年度はアンケート調査及び分析を行う予定です。

3

公債費の適正管理

1 はじめに

公債費（市債の返済額）は財政を圧迫している最大要因のひとつであり、平成14年度では、元金返済約21億円、利息に約8億円の合計29億円となりました。財政構造改革の取り組みとして低利への借換えなどを行い、本年度は1億8千万円ほど減額となりますが、基本的に市債残高が減る方策ではなく、元金返済額より新たな借り入れ額を少なくすること以外、残高を減少させる道はありません。このことから、財政構造改革期間中（平成15～16年度）の市債発行枠として10億円（交付税算入100%の減税補てん債等を除く）を設定したところです。

公債費・市債残高の状況（平成14年度一般会計分）

（単位：百万円）

		年度末残高	（構成割合）	公債費	（うち元金返済）
総 額		28,019	100%	2,830	2,055
主 な 内 訳	道路・橋梁	8,230	29%	936	700
	学校施設	3,085	11%	586	404
	公園	2,429	9%	239	183
	図書館	2,019	7%	85	42
	出資債（当別ダム等 水道事業関連）	1,978	7%	41	5
	りんくる	1,401	5%	171	142
	庁舎	1,154	4%	102	50
	プール	399	1%	0	0
	減税補てん債等	2,690	10%	145	97

2 取り組み内容

17年度以降についても、元金返済額と借入額の差により健全化のスピードは違っていますが、引き続き市債発行枠の設定は必要であり、建設事業をより厳選する必要があります。

市債残高の見込み

（単位：億円）

市債発行枠（17年度以降）	H14	H19	H24
10億円とした場合	280.2	240.7	191.9
15億円とした場合	280.2	255.7	231.9

なお、このような市債発行枠を設定した場合、当然のことながら大規模な事業により他の事業の実施が困難になります。現在、長期的に継続費が設定されているのは当別ダムの水源開発・水道広域化施設整備費ですが、これに伴う出資債は、本年度以降平成24年度までの一期工事で約24億円が見込まれ、年度によっては4億円程度がこの出資債となります。このことから、今後本市の水需要も含めて総合的に検討する必要があります。

継続費は、事業主体である石狩西部広域水道企業団の予算において設定されています。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	公債費の適正管理
---------------	-----------------

部局名	水道部
------------	------------

現在、企画財政部で行っている市債発行枠を定め、建設事業を厳選し残高抑制を行うことは、当市の財政状況を考えると、その必要性は十分に理解するところであります。

しかしながら、当別ダム関連の一般会計出資債については、将来のまちづくり・市民生活に密着するライフライン整備事業であり、他の箱物事業とはその目的において同列には扱えず、かつ必要性の高い事業であります。また、事業主体であるダムについては北海道、水道施設事業については石狩西部広域水道企業団であることから、事業の変更などについては企業団において各構成団体間の協議調整が必要であり、当市が主体性を発揮するには限界があるため、事業そのものを別枠として位置付ける必要性が高いものと考えます。なお、その背景には、当市における恒久水源確保のため、道央圏最後のプロジェクトである当別ダムに水源を求めることが最善の方策であり、企業団に参画している他の構成団体合意のもと、平成24年度まで継続費の設定を行い、ダム及び施設広域化事業を推進する確認が構成団体間で整っていることを重要視しなければなりません。

このため、水道部としては、平成16年度において当市だけではなく、石狩西部広域水道企業団の2回目の事業再評価があることから、人口推計・水量推計・事業費の検証を通し、コスト面での影響による負担金や事業見直しによる負担金などの懸念事項も含め、各構成団体と十分協議しながら取り進めていく考えであります。

4

職員給与制度の見直し

1 はじめに

人件費の縮減については、人事院勧告の給与引き下げ措置とは別に、市職員の協力により財政構造改革期間中の平成16年度まで市独自に給料の2%カットと期末手当の0.2ヶ月分(約6%)のカットを実施しております。平成15年度における影響額は全会計で約1億661万円が見込まれ、財政運営において大きく貢献するものですが、あくまで緊急的な応急策であり、財政構造改革の本旨である抜本的改革とは言い難いものです。

人事院では、地方公務員も含めた公務員給与のあり方について、能力給を基本とした抜本的見直しを検討しておりますが、現在のところ制度改革の時期は定かになっておらず、本市においては、できるだけ早期に給与制度の適正化を図ることが今後の財政運営の健全化に大きく資するものであることから、この財政構造改革期間中において独自に検討を進める必要があります。

2 取り組み内容

(1) 明確な職務職階制度の確立

地方公務員における給料体系は、まず職務責任に応じた「級」に位置付け、その中に配置された「号俸」に職務経験など考慮して決定されるもので、この「級」のあり方が職務職階制度の基本となります。

現行の石狩市級別職務の状況

職務級	役職(職名)	職務級	役職(職名)
8級	部長職、部次長職	4級	主任
7級	部次長職、課長職	3級	主事、技師等
6級	係長(主査)、主任	2級	主事、技師等
5級	係長(主査)、主任	1級	主事補、技師補等

本市の級の位置付けをみると、同一級で複数の役職があること、また、主任が一般職であることを考えると限られた上位級でのみ職務職階を分離せざるを得ない状況になっております。

本年度から管理職試験を実施し、より能力に応じた職務責任体制を確立しようとする本市にとって、職責と給料制度の明確な位置付けは必要不可欠であり、このことから、一職務一階級に是正する必要があります。

(2) 枠外号俸の廃止

各級の最高号俸を超えた給料額を設定することは、国家公務員及び地方公務員において、制度として認められているものですが、場合によっては職責と給料額の逆転現象が生まれることから、級を基本とした職務職階制度を確立する主旨から判断して好ましいものではなく、この制度を廃止する必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項

職員給与制度の見直し

部局名

総務部

1 明確な職務職階制度の確立（1 職務 1 階級制の実施）

【課題】

（１）1 職務 1 階級制の実施により、明確な職務職階制度の確立が図られることは、論を待たないところでありますが、その実施にあたっては、その実施に伴う職員個々の影響額や民間格差、適正な給与カーブ、他自治体職員との給与格差などを検証する必要があり、また、職員組合との協議を要することから、2 年以上の期間を要するものと考えます。

（２）地方公共団体の現給与制度は、地方公務員法第 24 条各号の規定に基づき、措置されなければならないとしています。

地方公務員法の本条項が現分権時代に適合しているかどうかは、疑義のあるところでありますが、1 職務 1 階級制を実施した場合、その給与が国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者との均衡を考慮しなければならないと規定する同法に反することも想定されることから、なお、十分な調査が必要です。

参考 地方公務員法

第 24 条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 職員は、他の職務を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失ないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

（３）国の公務員制度改正（平成 18 年度予定）にかかる新しい給与制度の素案が示されていますが、この新たな給与制度への転換が予定される段階で独自の給与制度へ移行することは、短期間に 2 段階の改正を予定することとなり、給与制度及び人事管理に混乱をきたすこととなります。

【現在の取り組み】

市では、職員組合に対して、主任職 4 級、5 級、6 級を 4 級、5 級に改正する提案をしており、本改正により、主事、主任、係長、課長、部長の職務に応じた級別職務が現行の法規定の範囲内で実施できるものであります。

所管としては、この1,2年度間に現給与制度運用の適正化（主任職6級廃止、特別昇給の自動昇給の廃止、55歳昇給停止、人事評価制度の実施）を図りつつ、今後、予定する地方公務員制度改革に掲げる新たな能力等級制の給与制度へスムーズに移行したいと考えています。

2 枠外号俸の廃止

【課題】

(1) 枠外号俸については、現在の国家公務員の給与に関する法律（給与法）に基づく人事院規則第35条第2項において、「職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員がその現に受ける俸給月額を受けるに至った時から給与法第8条第8項ただし書に規定する期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級の最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額をその者の現に受ける俸給月額に加えた額に昇給させることができる。」と規定しており、これは、普通昇給の場合と同様の規定であります。従って、枠外号俸に昇給させないということは、給与法と異なった取り扱いをすることになり、現給与制度が、職務の経験を加味した制度である点について、これを否定することになります。

そうした場合、給与の大枠を現給与制度に頼りつつ、その内容は、別な考え方により運用するという、極めて、矛盾する制度運用を行うことになります。

(2) 本規定中の「～規定する期間を良好な成績で勤務したときは、～」の表現は、一般的に行う普通昇給と同様な表現であり、国においても、普通昇給と同様な観点で枠外昇給を行っているものであります。

【現在の取り組み】

職責と給料額の逆転現象は、6級における主任職、主査職間で発生しておりますが、その他の級では発生していません。従って、市では、主任職5級までを職員組合に提案し、取り進めており、今後、予定する地方公務員制度改革に掲げる新たな能力等級制の給与制度へスムーズに移行したいと考えています。

1 はじめに

一部事務組合負担金の見直しについては、平成14年度からの取り組みにより、組合の議会や職員体制を中心にスリム化等が図られてきており、平成15年度では約3千8百万円の負担金の削減が見込まれております。今後とも引き続き組合の効率化に努めるものですが、恵庭青年の家組合の存廃をはじめ、抜本的な検討についても進める必要があります。

平成14年度の主な取り組み

- ・札幌市石狩市茨戸下水処理場管理組合：解散
- ・石狩北部地区消防事務組合：職員人件費の見直し、議員数及び議員報酬等の見直し、管理者等の報酬廃止
- ・北石狩衛生施設組合：議員数及び議員報酬等の見直し、組合長等の報酬廃止
- ・石狩湾新港管理組合：議員数の見直し
- ・石狩西部広域水道企業団：議員数の見直し

2 取り組み内容

(1) 恵庭青年の家組合

恵庭青年の家は、団体宿泊による協同生活を通じて心身共に健全な青少年の育成を図ることを目的に昭和42年に設立された教育施設であります。

しかしながら、当該施設を一部事務組合方式で運営していく必要があるとも考えられず、組合の解散の方向で検討を進める必要があります。

(2) 石狩湾新港管理組合

石狩湾新港管理組合については、平成14年度の負担金約4億5千万円のうち、公債費にかかるものは2億4千万円と5割以上を占めており、今後の港湾整備事業が負担金に与える影響は非常に大きいといえます。このことから負担金の抑制・縮減にあたっては、今後の港湾整備も含めて組合並びに母体間においても協議する必要があります。

(3) その他の組合

今日、広域化をさらに進展させた合併論議が活発化しており、各組合の構成市町村においても、構成外の市町村を含めた合併が検討されていることから、今後の各市町村合併の動向を踏まえ、石狩北部地区消防事務組合、北石狩衛生施設組合及び札幌広域圏組合などのあり方について考えていく必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項 一部事務組合負担金の見直し

部局名 総務部、企画財政部、生活環境部、経済部

総務部

恵庭青年の家組合については、平成16年3月解散に向けて、構成市で調整中です。

企画財政部

札幌広域圏組合に対しては、今後も市町村負担金の削減（組合経常経費のスリム化）を要求していきます。ただ、毎年の石狩市負担額は500千円程度（15年度472千円）であり、一部事務組合の中では削減効果はそれほど大きくはない。そのため、取り組み事項案での提案にあるように、現在の市町村合併の動きが一段落した時点で、広域圏組合の存続自体について再検討する必要があると思われます。

札幌ふるさと市町村圏基金への石狩市出資額 52,100千円

組合が解散したときは、基金は、第2項の出資の額の割合に応じ、関係市町村に帰属するものとする。（札幌広域圏規約第15条第4項）

生活環境部

1 北石狩衛生施設組合の運営見直し経過

一般にごみ処理施設等は地域住民から迷惑施設のひとつとして受け取られ、本市においても施設設置（厚田村）に対する市民意識が必ずしも高いとは言えなかった経緯があります。ここ数年の「ごみ問題」に関する取り組みの中で意識の高揚が芽生えて来たところであり、14年度からより効率的な運営を目指して、組合運営の見直しが進められ、15年度より組合議員定数の見直しを始め、議員報酬の削減、組合長等の報酬廃止などを実施しています。今後もごみ処理、し尿処理、野犬掃討の業務の民間委託を含めた効率化はもとより、負担金の抑制・縮減に向けて各構成団体と検討協議を取り進めている状況です。

2 課題と問題点

- ・ごみの全体量は年々減少しているが、不燃ごみ（その他プラ）、粗大ごみについては増量の傾向が続いており、プラ類は処理能力を超えている。
- ・ごみ処理施設は築10年がたち、今後は大規模修繕等が発生するものとする。
- ・最終埋立処分場の埋立能力として、あと10年程度である。
- ・事業系ごみ有料化導入に見られるように、構成団体の「ごみ問題」に対する認識度に温度差があり、各種事業展開に向けた動きに時間を要するが、事業系ごみ料金の見直しや家庭系ごみで特化されている「粗大ごみ」の有料化の検討が必要である。
- ・構成団体ごとの事業施策の違いにより、必ずしも目指す処理コストへの削減に繋がっていない部分が見受けられる。
- ・施設の特異性から委託先の競争性が皆無である。
- ・予算総体の中で公債費が恒常的に高い比率であり、他の経費の縮減が必要である。

3 所管課の意見

組合予算の中で人件費・物件費など聖域なし見直しを行うとともに、さらなる民間委託や各構成団体による処理コスト削減に繋がる施策の展開など、組合経営効率化を十分協議をしながら検討を取り進めます。

経済部

港湾整備は施設への先行投資が必要であることや投資額が高額になることから、港湾管理者である管理組合の歳出においては、下表のとおり、公債費の占める割合が高くなります。この公債費を抑制するためには、港湾整備事業の選択にあたり、事業の緊急性を優先させる必要があります。また、その他、直轄負担金・補助事業費の抑制に向け、国へ事業平準化を求めていく必要があります。さらに、総務費等への対策が必要です。

これまで構成母体である北海道、小樽市との協議において、負担金の軽減策と平準化などについて検討を重ねてきましたが、今後はさらに、港湾整備における緊急性を優先させた事業選択及び効率的な事業執行体制の確立により経費を抑制し、負担金の抑制を図っていきます。

表1 負担金及び負担金における公債費とその占める割合（単位：百万円）

年度	11	12	13	14
負担金	458.0	440.1	434.8	450.1
上記のうち公債費	221	231	242	244
公債費の占める割合	48.3%	52.5%	55.7%	54.2%

6

繰出金（特別会計の健全運営）

1 はじめに

特別会計及び企業会計は、一般会計とは別に独立経理を行うために設けられたものです。そのため、これら特別会計等に対する一般会計の繰出金については、その原則にまず立脚し、総務省が定めた繰出基準を基本に一般会計との負担のあり方を再検討するとともに、収支不均衡など改善が特に必要な下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計については、健全化に向けた運営方針を定めるなど、事務事業の効率化や支出額の抑制、また会計独自財源の収納確保や適正化などに取り組む必要があります。

2 取り組み内容

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、「雨水処理に係る経費は公費負担（市全体で負担すべきもので一般会計が税金等で負担）、汚水処理に係る経費は私費負担（利用者が負担すべきもので下水道会計が使用料等で負担）」の原則もと、独立採算の会計運営が基本です。しかしながら、本来下水道使用料収入で賄う経費に対し、実際の使用料収入は不足しており、その穴埋めは一般会計から繰出し基準とは別に補てんしています。

下水道事業特別会計への一般会計繰出金の推移

(単位:百万円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
一般会計繰出金	650	738	785	764	805	805	817
うち繰出基準外	184	230	215	152	132	113	104

この繰出し基準によらない繰出金は抑制傾向にはあるものの、これを除くと下水道会計は慢性的に赤字であり、使用料設定に問題点がないか、また建設事業により過度の公債費負担となっていないのかなど、会計を圧迫している要因を分析のうえ、使用料の算定や建設計画の策定に、経営的思考に基づく新たな手法やシミュレーションを取り入れて早急に改善を行い、これらを包括した会計運営方針を策定する必要があります。

また現在、本市の下水道会計は、地方公営企業法が非適用の特別会計のため、単式簿記会計ですが、総務省では、下水道事業の経営の効率化・健全化等を図るため、法適用の推進方策や減価償却費も含めた複式簿記への移行となる地方公営企業法の適用範囲の拡大などについて研究しており、今後、このことについても検討を進める必要があります。

国民健康保険事業特別会計の赤字額の推移

(単位:百万円)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
実質単年度収支	25	88	39	37	10	228	125
累積赤字額	217	130	169	205	216	443	568

一方、国民健康保険事業特別会計については、国保税のほか一般会計からも繰り入れを行っているものの、累積赤字は肥大化しています。国保税の収納向上に万全を期すことは当然ですが、国保事業は全国的に加入者の平均年齢が高く所得が低いといった構造的な問題を抱えており、最近の経済不況なども相まって、もはや市町村単位での維持は限界に達してきており、相互扶助を基本とする医療保険制度としては崩壊の危機に直面しております。

現在、国では都道府県単位での保険運営などを検討しており、早期に保険基盤の広域化を望むものですが、国民健康保険の構造的な問題を抜本的に解決し、国民皆保険制度を堅持するのであれば、国が保険者となって、全ての国民を対象とする医療保険制度への一本化も必要と考えますので、これも含めて要望していく必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項 繰出金（特別会計の健全運営）

部局名 水道部

1 下水道管理運営費の状況

（単位：百万円）

項 目		H11	H12	H13	H14	H15	H16	
管理運営費	維持管理費	429	422	398	402	406	412	
	資本費	809	857	877	924	971	954	
	計	1,238	1,279	1,275	1,326	1,376	1,366	
財源内訳	下水道使用料	494	497	503	510	512	515	
	排水設備手数料	4	4	4	4	2	2	
	一般会計繰入金	基準内	663	711	696	751	767	753
		基準外	77	67	72	61	95	96
		計	740	778	768	812	862	849

平成 14 年度までは決算額です。

2 下水道使用料に係る収支の状況

（単位：百万円）

項 目	H11	H12	H13	H14	H15	H16
維持管理費（汚水分）	411	409	391	399	400	406
資本費（汚水分）	251	265	272	273	291	286
管理運営費計 + =	662	674	663	672	691	692
排水設備手数料	4	4	4	4	3	2
一般会計繰入金（維持管理費分）	39	40	44	36	37	37
〃（汚水分臨時財政特別償還費）	31	35	35	40	44	49
計	74	79	83	80	84	88
現行下水道使用料	494	497	502	510	512	515
収支（ + ） - =	-94	-98	-78	-82	-95	-89

平成 14 年度までは決算額です。

3 所管部の意見

下水道事業は地方財政法上の公営企業とされておりますが、地方公営企業法上の全部又は一部を適用するか否かは事業設置団体の任意の判断によることとされています。

下水道事業については、施設の建設に巨額の資金を必要とし、また、日常生活の環境整備など、地方公共団体が行う一般行政事務との密接な関連に基づいて実施することが適当である等から、下水道事業の経営は一般会計との適正な経費負担区分を前提として、独立採算の下に行う必要があります。

本市の下水道経営の現状は上記 1 及び 2 の表のとおりとなっており、管理運営費に係る下水道使用料の負担のあり方については、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は私費（使用料）で負担することを原則とし、能率的な経営の下における適正な原価に基づき、健全な運営を確保するために、料金設定を図る必要があります。

したがって、下水道料金の算定基礎、経費削減等の経営努力、事業経営の状況について透明性を確保するため、市民に対し下水道事業の決算を収益的なものと資本的なものとに区別するなど企業会計方式に近い形に情報を加工してわかりやすく開示する必要があると考えています。

7	新たな補助基準
----------	----------------

1 はじめに

バブル経済崩壊以降、地方財政は地方税の大幅な減収により深刻な財源難に陥っており、かつてない財政危機の局面を迎えています。石狩市においても例外ではなく、これまで以上に行政需要に的確に対応した効率的な行政運営が求められており、そのためには、限られた財源の効率的な配分がなされなければなりません。

なかでも補助金は特定の事業、研究等を育成、助成、奨励するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、必要な限度内において効率的かつ合理的に支出されるものですが、ともすると長期化してしまう傾向があります。

言うまでもなく補助金は、市民の税金で賄われており、その費用対効果とともに情報公開の原則に基づいて、使途の透明性が強く求められていることから、統一的な補助基準を作ることが必要となっています。

2 取り組み内容

(1) 統一した補助基準の作成

補助金の透明性を図るため、補助金を類型化し、補助対象経費や補助率、補助目的等について、統一的な基準を作成する必要があります。

ア 補助金の類型化と補助対象経費

現在の補助金事業は補助対象経費が条例や要綱等で明確に定められていないものが多く、その結果似たような性格の補助金であっても補助対象経費が異なるものが見受けられます。

このため、補助金の透明性や公平性を確保するうえでも、補助対象経費を明確に定めることが必要であり、その前段として補助金の類型化を図る必要があります。

イ 補助率

補助金事業は、市民の主体的活動の支援やある政策の遂行を奨励するため、市が市民からいただいた税金の一部を特定の人たちのために使わせていただいているものです。

このため、市の支援は、基本的に市民が自主的に担っている部分を超えない、つまり補助率は国・道等の法律・条例等により別に定められているものを除き2分の1以内とすることを原則とすべきであります。

(2) 終期の設定

現在、市が行っている補助事業の大部分は開始後かなりの期間を経過しています。一方これらの事業のほとんどは定期的に見直しを行うための仕組みが導入されておらず、時代の変化に適切に対応できなくなる恐れがあります。

このため、補助金の長期化を防ぐ意味からサンセット方式のように、終期を定め、その時期が来たら終わりとする、或いは見直す機会とする考え方も必要であり、各補助事業に数年毎の終期を設定するなど、常に時代のニーズにあった事業であり続けられるよう、一定時期に必ず見直しがなされるようなシステムを確立する必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	新たな補助基準
部局名	建設部、教育委員会

建設部

建設部維持管理課においては、

道路愛護組合補助金

河川愛護組合補助金

冬期迷惑駐車等防止モデル町内会助成金

河川環境整備特別対策事業補助金

があり、すべて団体事業補助金に分類されます。

上記補助金交付事業においては要綱あるいは要領を定めており、補助対象経費や補助目的は規定していますが、補助率についてはうたわれていません。

取り組み事項（案）については確かに補助金交付団体の主体性・自主性を尊重する視点に立てば、補助率2分の1以内という原則は適切と考えられますが、を除き、からの補助金交付団体にとっては歳入の大部分を市からの補助金に依存していることから、事業の運営自体、難しくなると予想されます。

なお、当課においては、取り組み事項（案）で提示されている統一した補助基準の作成や終期の設定について、1.道路や河川の管理上、行政活動に多大なる貢献をしていただいている、2.冬期間、モデル町内会の活動によって違反車両台数が減って道路空間の確保が図られている効果があるなど、現時点においては馴染まないものと考えます。

教育委員会

1 補助基準の見直しにあたって

限られた財源の中で補助金を効率的に分配するためには、統一的な基準を作成するのが有効な手段なのは確かであります。しかし、特定の事業、研究などを行っている諸団体に対して、その予算構成や実績の実数だけを基に一律に判断することは、一時的には有効な見直し手段ではあっても、長期的に見た場合に実態に即した正確な判断基準と言えるでしょうか。

諸団体の事業の中には、市民に対して直接または間接的に与える波及効果が大きいものも少なくはなく、それらを実数の基に一律に判断し、事業の規模縮小や廃止という結果を生むことは、市民にとって大きな損失であります。

また、補助金の一律カットという手法は、社会経済状況が悪化している現在にあって、一時的には有効な見直し手段となるものの、事業そのものの見直しではありません。

よって、新たな補助基準を作成するうえで、評価の段階において数値のみで一律に判断することなく、補助対象事業の実績を正確に捉える工夫をし、補助基準の判断要素として取り入れていくことが必要となります。

2 新たな補助基準の作成における、判断基準の拡充

新たな補助基準の作成にあたり、実際に補助対象事業を判断する材料となる要素は様々であります。主に以下の要素があげられます。

(1) 費用対効果の確認

補助対象事業が、市民の福祉向上にどれだけ効果があるかという費用対効果が求められます。ただし、その際に判断すべき効果には大きく分けて、

目に見える効果（建設的補助金事業、経済効果等）

目に見えない効果（教育・文化・スポーツ振興事業、社会福祉推進事業等）

があるため、補助対象事業の業績を数値のみで評価することは不可能であります。よって、のみならず、についても正当な評価をするための指標を設けることが有効です。

(2) 公益性の確認

補助金等の交付については、公益性が高く、市民のニーズにあったものでなくてはなりません。また、補助金の支出根拠として、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合」と定められていますが、ここでいう公益上の必要性の意味については、その認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要であると認められなければならないと解されます。このことより、補助対象事業の公益性の高さを判断し、評価の一要素として取り入れることが重要です。

これらの要素を評価に取り入れるためには、審査項目を定めて点数化するという手法が効果的であります。参考例として、我孫子市の補助金審査制度では、補助対象事業の審査判定基準を「時代度」「実現・目的達成可能度」「創造性（独創性）」「我孫子らしさ」の4項目に、同様に黒磯市では「公益性」「時代性」「実現性」「独創性」「効果性」の5項目にて3段階評価・採点しています。

(3) 補助対象事業の評価にあたって

補助金という制度は、市民の理解と納得を得る必要があります。その公平性が強く求められます。補助対象事業の評価をするにあたっては、第三者機関（補助金検討委員会など）などにより評価すること効果的です。

また、一方的な評価に終わらせないために、対象団体と十分な直接協議・ヒアリングの機会をもつことが必要です。

(4) その他改良すべき点

ア 補助金は、市民の税金から捻出される以上、公平性と透明性を保つ必要があります。各補助金の内容を広く市民に知らせるとともに、市民の意見を求め、情報公開の原則に基づき、積極的に公開していく必要があります。

イ また、補助金の見直しは、廃止や削減ばかりではなく、都市間の競争に打ち勝つためにも、文化や教育、産業などの多様な分野において、独自性のあるものについては、積極的支援を考慮することが望ましい。

ウ 補助金申請等にかかる事務手続きについては非常に煩雑になっているため、補助申請団体及び市側の負担を軽減する為にも、極力簡素化を図る事が望ましい。

8

市単独の高齢者福祉施策の見直し

1 はじめに

本市は、道都札幌市に隣接している地理的特性から、そのベッドタウンとしての宅地開発が昭和50年前後から行われ、飛躍的な人口増加により発展してきました。しかし、この社会的動態による短期間での人口増加は、特定の世代年齢の集中化を生み、本市の福祉・教育などの分野では、時代に即して流動的に施策を転換していかなければならない宿命を背負ったものでもあります。特に高齢化の進展は、本市にとって重要課題であり、少子高齢化社会の本格到来も相まって今後急速に高齢化率は高まることが予想され、20年後には3人に1人が高齢者となることも推測されます。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H16
石狩市人口(人)	16,212	33,599	41,642	47,339	52,209	54,567	56,847
高齢化率(%)	6.1	5.8	7.2	9.3	11.9	13.9	16.7(予想)

各年国勢調査による。H16は石狩市高齢者保健福祉・介護保険計画の推計値による。

本市単独の高齢者福祉施策は、昭和40～50年代から少数の社会的弱者を社会全体で扶助する考えに基づいて築き上げてきましたが、高齢者が今後社会の趨勢になるにつれ、もはや社会的弱者とは言い難いうえ、財政的にも現行福祉施策の維持は困難となります。

国においても、介護保険が導入され、これまでの扶助から互助を基本とする保険制度に移管したのですが、このことは、少子高齢社会で持続可能な社会保障制度を目指したものであり、本市の高齢者福祉施策も転換すべき時期にきていると考えます。

2 取り組み内容

今日、高齢者はかつてのような単なる社会の扶助対象者というより、シルバー人材センターや各種市民団体での活躍に見られるように、地域社会形成を担う一員であるうえ、生産活動の担い手として地域社会が欲する存在でもあります。

このようなことから、高齢であることのみを要件とした市単独の高齢者福祉施策について、対象年齢の引き上げ、あるいは個々人の経済力や身体の状態に着目した福祉施策への転換など、社会全体で支援すべき者を改めて検討する必要があります。

特に一定年齢に対する金銭等を一律給付(助成)する事業は、敬老思想の啓発や高齢者の社会参加助長の目的で行っているものもありますが、他の施策への転換も含めて検討します。また、金銭的給付(助成)を行う場合でも、一律ではなく対象者の所得などに応じた助成、あるいは対象年齢の引き上げなどの見直しを図る必要があります。

一定年齢に対する金銭等を一律給付(助成)する事業の例

- (1) 長寿祝金支給事業 (平成14年度決算額 1,165万円)
- (2) 高齢者バス乗車券交付事業 (同上 2,440万円)
- (3) 保養センター入浴利用券交付事業 (同上 637万円)
- (4) 敬老会交付金事業 (同上 789万円)

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	市単独の高齢者福祉施策の見直し
部局名	保健福祉部

少子・高齢化社会の到来は、本市のみならず日本全体の社会構成上の大きな課題であり、特に65歳以上高齢人口が既に全人口の19%を超え、近い将来4人に1人、さらには3人に1人となることが予想されています。

平均寿命も毎年更新し、女性で85歳、男性でも78歳を超え、世界的に長寿大国と言われているわが国の現状を見ると、従来のどちらかと言えば社会的弱者として一定の年齢に達すればその福祉サービスの対象としてきた「高齢者像」にとらわれない、多様な価値観を持つ「新しい高齢者像」として、その培われた知識と経験を生かし、その能力や活力を社会全体で共有することが大切であります。

平成12年度から介護保険制度が導入され、また、介護予防や生活支援サービスの充実が図られ、社会全体で要援護高齢者を支える仕組みが確立している現在で、まだまだ現役で活躍する高齢者が圧倒的に多いことから、これまでの65歳以上という年齢のみを要件とした福祉施策については、個々の身体状況や生活環境などを考慮しながら、「対象年齢の引上げと統一化」や、個人の負担能力に対応した「利用者負担の導入」など、今後の社会状況の変化に適応した事業内容への見直しが必要となっています。

これらの事業については、そのあり方も含め、今後の「社会福祉審議会」の諮問事項として、多角的な審議を予定し、平成17年度事業に反映させる予定です。

* 審議予定事業

長寿祝金支給事業

敬老会交付金事業

緊急通報サービス事業

訪問サービス事業

保養センター入浴券交付事業

除雪サービス

消融雪機器設置費補助事業

「憩の家」「寿の家」管理運営事業

ミドルステイ事業

1 はじめに

現在、本市では医療費の自己負担分に対する各種助成制度を行っています。

そもそも医療費の自己負担は、国や自治体などが負担する公費負担、保険加入者の互助となる保険者負担、利用者本人が負担する自己負担について、保険制度の中で医療費全体の負担のあり方を定めたものであり、本市の医療費助成事業は、その自己負担に対してさらに公費負担を行う上乗せ助成となっております。このことから、地方財政計画では自治体の必要経費とはなっておらず、財政的に富裕である場合なら別ですが、現在の厳しい財政状況においては廃止すべきものといえます。

しかしながら、現行の医療保険制度では、治療の内容や長期化によっては、自己負担額が経済的に市民生活を脅かす可能性があり、保険制度の問題であるとはいえ、現段階では医療費助成の廃止は慎重にならざるを得ないものであります。このことから、当面は今後の保険制度のあり方、あるいは任意医療保険への加入動向なども視野に入れた十分な検討が必要と考えます。

なお、現行の医療費助成制度が年齢や障がいなどの一定要件に対する一律助成となっておりますが、金銭給付である以上対象者の経済的状況に応じた助成、あるいは全額を助成するのではなく一定の負担を求めるなど、公的扶助のあり方について、早急に検討のうえ見直しを図る必要があります。

2 取り組み内容

(1) 所得制限の導入

現行の医療費助成制度で所得制限を導入していない重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成制度に所得制限を導入し、将来的に持続可能な制度にする必要があります。

なお、乳幼児医療費助成制度については、現在所得制限はありませんが、この事業が福祉施策であると同時に、最近では少子化対策さらには生産年齢人口の誘導策としての重要性がより高まってきていることから、対象年齢の引き上げも含めて政策的に検討する必要があります。

(2) 定率負担の導入

現在の保険制度では、被保険者本人や家族が医療機関の窓口での負担は原則医療費全体の3割(3歳未満の乳幼児は2割)ですが、市の医療費助成対象者はその全額を市が負担しています(初診時一部負担金等は自己負担)。

このため、保険制度における自己負担、受益者負担のあり方も踏まえ、助成対象者に一定の負担を求める定率負担の導入について検討する必要があります。

(3) 老人医療費助成制度の対象年齢の検討

本市の老人医療費助成制度は、老人保健法の該当する年齢(70歳)前の高齢者に対して同様の措置が図れるよう、道から補助金を交付される制度(道老:対象年齢65~69歳)と市の単独の制度(マル老:対象68~69歳)を行っています。

しかしながら、国においては、老人保健制度対象年齢を70歳から最終的に平成18年10月迄に75歳以上となるよう引き上げを実施しております。現在のところ経過措置により従前の年齢も対象となっておりますが、このことを踏まえ、現行制度対象年齢の引き上げも含めた検討を進める必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	各種医療費助成制度の見直し
部局名	市民部

部局名	市民部
------------	------------

1 所得制限の導入

重度心身障害者及び母子家庭等医療費助成事業への所得制限の導入及び乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡大については、10月17日付で社会福祉審議会に諮問を行いました。

2 定率負担の導入について

市独自に導入することは、受給者さらには医療機関に対する混乱を招く恐れが充分考えられることなどから、独自の導入は難しいと考えております。

しかしながら、現在、北海道において財政立直しプランの策定を行うこととし、その見直し項目に、定率負担の導入が掲げられ、導入に向けた検討が行われていることから、この検討状況を見据えながら、市としても検討を行う必要があります。

3 老人医療費助成制度の対象年齢の検討

現在の老人医療費給付・助成制度として、

- ・ 75歳以上～：老人保健法
- ・ 70歳以上75歳未満～：各保険者
- ・ 65歳以上70歳未満～：北海道補助制度
- ・ 68歳以上70歳未満～：市単独事業

が行われています。

現在、国において、老人保健制度の見直しが議論されており、また、北海道においては、財政立直しプランの策定を行うこととし、その見直し項目に、老人医療費助成の廃止が掲げられ、導入に向けた検討が行われていることから、国・北海道の状況を見据えながら、市単独事業についての検討を行う必要があります。

10

就学援助の見直し（教育委員会追加事項）

1 はじめに

2 取り組み内容

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項 就学援助の見直し

部局名 教育委員会

1 はじめに

市町村は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、必要な援助を行うこととされており、その対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認定する準要保護者となっています。準要保護者の認定は、生活保護の停止、市町村民税の非課税、減免、児童扶養手当の受給など9項目のうちのいずれかに該当するか、又は経済的な理由による場合です。準要保護者の認定状況をみると、経済的な理由による場合が5割を占め、次いで児童扶養手当受給者、市民税非課税者という順になっています。

本市の就学援助制度は、国の基準に準じ学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費などの経費について援助しています。就学援助に要する経費については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」などに基づき、国の予算の範囲内において2分の1を補助することとなっていますが、実際にはルールの4割程度しか補助されていないのが現状です。

	H10	H11	H12	H13	H14
就学援助支出額(千円)	72,955	81,848	84,196	95,775	102,914
国庫補助金(千円)	18,838	15,854	13,944	21,126	20,309
認定者の児童生徒の割合	14.6%	17.4%	18.3%	21.8%	25.1%
上記のうち準要保護児童生徒	13.6%	16.4%	17.0%	20.5%	23.3%

注1) 就学援助支出額は学校給食費を含みます。

注2) 認定者の児童生徒の割合は、全児童生徒のうち要保護・準要保護児童生徒を含みます。

2 取り組み内容

(1) 準要保護の認定基準の見直し

経済的な理由により準要保護を認定する場合の収入基準を収入とするか、あるいは所得とするかは市町村に委ねられており、道内で収入としているのは21市、所得としているのは13市となっています。(給与所得者であれば、源泉徴収票の給与収入で比較するか控除後の給与所得で比較するか)また、その収入を生活保護基準に倍率(市町村により1.1~1.5)を乗じたものと比較し、それを下回る場合に認定していますので、認定の水準は市町村によって異なります。

本市の認定基準は、所得を用い、生活保護基準の1.3倍以下としていますが、準要保護児童生徒数の割合は平成14年度で23%と道内平均14.9%を著しく上回っており、道内34市の中でも2番目に高い割合です。このことは約4分の1の保護者が生活保護に準じるということになり、かなり実態と乖離していると考えます。他市の状況を調査し、市が設定している「生活保護に準じる程度に困窮している」という認定基準を見直す時期にきていると考えます。

1 はじめに

この事業は市内小規模企業者の自主的な努力を助長し、事業運営の円滑化を図るために平成7年度に創設されたものです。

一方、国においても経済産業省中小企業庁が実施している小規模企業支援策の一つに小企業等経営改善資金融資事業というものがあります。実際の融資は国民生活金融公庫が行っていますが、担保・信用力に乏しい小規模企業者の経営改善を促進、支援するため、商工会、商工会議所等が経営指導をすることによってリスクを下げることで、無担保・無保証人・低利による融資を可能としています。

また、表1のとおり本制度と本市の融資制度を比較しますと、非常によく似た制度であるばかりか、融資を受ける方からすると商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていなければならない要件があるものの、利率が非常に低い、運転資金だけでなく設備資金も対象になっている、貸付限度額が高いなどのメリットがあります。

表1 各融資制度の比較

	小企業等経営改善資金融資制度（マル経融資）	石狩市小規模企業活性化資金融資制度
対象者	常時使用する従業員が20人以下 （商業・サービス業は5人以下）	同左
融資の要件	商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を 原則6か月以上受けていること 義務納税額をすべて完納していること 原則として同一地区内で1年以上事業を行っていること 商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の非対象業種でないこと 生活衛生関係営業の方は、運転資金のみ利用可能	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める風俗関連営業を行う事業者でないこと 市税を完納していること 市内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいること
対象資金	設備資金及び運転資金	運転資金
貸付限度	本枠550万円＋別枠450万円	1企業につき500万円以内
貸付期間	設備資金：7年以内 運転資金：5年以内	5年以内
利率	長期プライムレート－0.3% （15.10.10現在：年1.35%）	1年以内：年2.75%以内 1年超：年3.25%以内
担保	不要	同左
保証人	不要	同左
信用保証協会	不要	同左

2 取り組み内容

本市としては、小規模企業支援策として市独自の制度と非常に似通った国の融資制度が存在する以上、市が独自に融資制度を設ける必然性は低いと考えます。また、市独自の制度による融資は、商工会議所の推薦と金融機関の審査により行われますが、融資事故により金融機関に発生した損失については、市が全額補償する制度となっていることから、平成10年度以降損失補償金が発生し続け、14年度までの累計額は約1億2千万円となり、今後も多大な財政負担が懸念されます。このため、国の制度との重複及び財政負担の増大を考えますと、制度の効果について再考する必要があります。

なお、市は石狩商工会議所に経営改善普及事業補助金を交付しており、日頃の経営改善普及事業を通してこれまで以上に市内小規模事業者の経営改善に努めていただき、今後は長期継続する関係の中から、取引先企業の経営者の資質や事業の将来性などについての情報を的確にとらえて運転資金が必要な小規模企業者にはマル経融資を利用しての資金調達により経営状態の改善を誘導していただきたいと思います。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	小規模企業活性化資金貸付事業
---------------	-----------------------

部局名	経済部
------------	------------

本事業については、担保力の脆弱な小規模事業者の資金繰りを円滑にすることを目的に平成7年度に創設され、以来、本年6月末日までで融資件数458件、実行額22億2千万円と市内小規模事業者に大いに利用されている反面、損失補償に係る市の負担も1億円を超える状況にあり、現下の財政状況を勘案した際に、何らかの見直しが求められるという認識は同様であります。

提言の国民生活金融公庫の小企業等経営改善資金（マル経資金）への包含についてであります。まず、本市小規模企業者のマル経融資の利用実績は下記のとおりとなります。

	小企業等経営改善資金融資制度 (マル経融資)		石狩市小規模企業活性化資金融資制度	
	推薦実績	事故件数	推薦実績	事故件数
平成13年度	6件	1件	57件	12件
平成14年度	8件	1件	38件	8件

事故件数は、過年度融資実行分。(当市制度見直し(H14)後の融資実行に係る事故は1件のみ)

両制度の推薦実績の差には、概ね下記の要因が考えられます。

マル経資金が商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていなければならないという要件により、頻繁に商工会議所の経営相談を利用している事業者以外は対象にならないこと。

国民生活金融公庫サイドで過去の同公庫の普通貸付等の取扱実績の有無を相応の判断要件としているため、完全な新規分に対する審査が極めて厳しいこと。

当市の制度は事業者の取引金融機関が直接取り扱っている関係から、融資実行までの期間が1週間程度と短くてすむのに対し、マル経資金は推薦手続きの厳格さから、申請から融資実行までに3～4週間の期間を要すること。

このほか、マル経資金には、同公庫の普通貸付等と連動して4,800万円の融資枠設定があるため、同資金単独では資金繰りが間に合わず、本制度と重複して借り入れしている事業者も存在します。

上記のように、マル経資金と本制度には実質的に差異があり、制度要件の類似性のみで本制度をマル経資金に包含するという今回の提言は、結果的に、さまざまな経営改善に努力している健全な小規模企業者の一部を切り捨てることとなってしまう、市の経済施策上得策ではないと思います。

本制度は平成14年度に商工関係者・金融機関との協議の中で、ペイオフ対応としての預託金の廃止、投資需要の少ない時勢を勘案した設備資金貸付の廃止という形でひとつの見直しを行っており、損失補償のさらなる縮減という課題につきましては、所管としては、事前の経営指導の強化と審査基準の厳格化、さらに融資後の経営改善の状況に応じたマル経資金等既存の適切な制度融資への誘導を以って対処していきたいと考えています。

1 はじめに

(1) 指定管理者制度の創設

地方自治法の一部の改正（平成15年6月改正）により、本年9月から公の施設の管理に関する制度が改正されました。これまで公の施設の全部管理は、地方公共団体のコントロール下で、下記の要件を満たした管理受託者が行っていましたが、これからは議会の議決により指定された管理者であれば、全部管理を受託できるようになりました。

この改正により、民間事業者も公の施設の総合的管理を行えるようになり、施設管理のノウハウを持つ民間事業者の参入によって、サービスを低下させずに維持管理コストの削減効果が大きいと期待されるものです。

なお、既に法改正前の管理受託制度により全部委託を実施している公共施設については、改正法の適用は3年後となる経過措置となっております。

管理受託者の要件

地方公共団体が1/2以上の出資をしている法人

土地改良区などの公共団体

農協・商工会議所・町内会などの公共的団体

2 取り組み内容

本市では、改正前の管理受託制度により、石狩市公務サービス(株)を主に公の施設の全部委託を行っておりますが、今後委託先として広く民間事業者も検討していきます。もともと石狩市公務サービス(株)の設立目的は、民間経営手法による委託経費削減とサービス向上であり、今回の法改正により新たな民間活力を活用できることから、本市としてもさらなる委託経費の削減とサービスの向上に期待するところです。

なお、既に全部委託している施設については、改正法の適用は3年後となるものですが、この経過措置の間に市の100%出資により設立した石狩市公務サービス(株)の今後のあり方についても併せて検討する必要があります。

また、(株)石狩振興公社に全部委託している保養センター（番屋の湯）についても、同じく検討すべきものではありませんが、この施設については、温泉保養施設そのものが民間と競合するサービスであり、民間でできるサービスは極力民間に委ねることが行財政改革の推進にあたっての根底となる理念であることから、公共で行う必要性など施設のあり方も含めた検討も必要と考えます。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	公の施設の管理委託
---------------	------------------

部局名	総務部、経済部、水道部、教育委員会
------------	--------------------------

総務部

市が石狩市公務サービス㈱に委託している各種事業について、指定管理者制度創設の法の趣旨を踏まえ、各所管においても、市民サービスの向上と財政効果の観点から委託先の再検討を要するものと考えております。

従って、当然、石狩市公務サービス㈱と市との関係においても変化が生じるものであり、その状況に応じた石狩市公務サービス㈱のあり方についても、検討しなければならないものと考えております。

経済部

指定管理者制度の創設から民間事業者の参入による維持管理コスト等の削減効果は期待されるが、石狩振興公社が受託している保養センター「番屋の湯」は、本町地区の再開発と市民の健康増進や福祉の向上に寄与する施設であるとともに、当社が所有する施設「番屋の宿」とあわせて一体的に運営管理を行っていることから、当該施設のみを民間企業に全部管理委託にするとすることは極めて難しいと思われませんが、あらゆる可能性の検証は、あってもよいかと思慮するところであります。

水道部

1 現況について

本市の水道施設は、浄水場 8 箇所、配水場 3 箇所、取水施設 20 箇所、導水管及び配水管約 530km となっており、これらの施設の維持管理は花川南浄水場で行っています。

これら施設の維持管理のうち、下記の事項について、現在、民間委託を実施しています。

浄水場の運転管理について

花川南浄水場及びその他の施設の夜間、土日、祝祭日の運転管理

無人施設の巡回について

無人施設の機器類の巡視及び点検

水質検査について

定期検査、全項目検査など

電気保安について

月次検査、年次検査

水道管の水質管理について

水道管の洗管業務

2 取組み内容及び所管部の意見

浄水場の維持管理の全面委託については、水道法の改正（2002年4月施行）で、水道の管理業務の第3者委託制度が盛り込まれ、水道管理に関する技術上の業務を他の水道事業者等に委託できることとなっています。

今回の改定は、当面、中小水道事業者の業務を近隣の大規模な水道事業者や水道用水供給を行っている水道用水供給事業者が受託することを想定しており、また、近隣の水道事業者等が受託者とならない場合には、技術的能力等を有する民間事業者等が技術的業務を担う場合があると示されています。

現在、厚生労働省では、第3者委託制度の運用ガイドラインを平成16年度末までに取りまとめる事となっており、所管部としては、この結果などを踏まえて検討します。

教育委員会

1 図書館業務の委託の現状

図書館を運営するにあたって、現在でも図書館運営業務の多くは委託しています。

- 1) 施設管理業務（設備保守、清掃、外溝保守管理、除雪、警備等）
- 2) 分館巡回業務
- 3) 資料返却、配架業務
- 4) マーク作成業務
- 5) コンピュータ保守
- 6) 資料装備

主だった委託業務は以上であります。図書館が委託せずに行っている業務では、

- 7) レファレンス
- 8) 資料選定
- 9) 児童サービス
- 10) 予算作成執行管理
- 11) 各種事業（図書館講座等）展開
- 12) ボランティアとの折衝
- 13) 資料貸出
- 14) 資料整理
- 15) 自館書誌データ作成
- 16) 他の図書館及び団体との折衝、相互貸借

この他にも多くの業務がありますが、主だったものをあげました。

これらの業務の中で、特に専門的な知識が必要なものに、レファレンスと資料選定があります。レファレンスとは、図書館においてあらゆる質問に答えることです。レファレンスを行うには、図書館の資料に精通していなければなりません。自館にどのような資料があるか、無い場合質問に答えるためにはどのような資料があるかを知っていて、またそれらを手に入れるための手段、方法も熟知している必要があります。選書をするにはレファレ

ンスできる能力を前提に、文学、出版動向、郷土史等にも知識があり、読書量も要求されます。これらの能力を持った図書館員は、単に資格を持っているだけではなく、経験を積まなければなりません。児童サービスにも同様なことがいえます。児童書に精通するには、一般書以上に訓練が必要であります。読み聞かせなどにも技術が必要です。委託先でこのような人材を見つけるのは困難であり、図書館の専門的な仕事を委託するのは現状では無理があります。

2 図書館の今後について

委託の範囲を広げるには、現在主に非常勤職員が行っている 13) 貸出業務、14) 資料整理などの業務があります。これらの業務においては当然図書館の基本である日本十進分類法、日本目録規則を熟知している必要があり、民間、NPO等に委託する場合にも、同様な知識、経験が要求されます。例えば整理する分類に困った時、解決できなければ、仕事が円滑に行われません。これらの業務が委託されている首都圏などの例を調査し、石狩市においてのあらゆる可能性を探っていきます。

1 はじめに

近年、給食費の滞納額が累積し、昭和56年度から累計で7,727万円（平成13年度末現在）にもものぼっており、今なお増加しています。また、現年分の収納率（平成13年度）は97.4%と道内の都市の中では下から4番目の低さとなっており、さらに繰越滞納を含めた収納率では、他の自治体の多くが90%を超えているのに対して、最下位の75.1%となっております。（14年度決算においては累積滞納額8,293万円、収納率97.6%。）

現在のところ、滞納が生じても給食の質を低下させないよう、市民の税金などの一般財源を投入して運営しておりますが、このような状況では、これからの学校給食の存続が困難となる危険性があります。

また、今後は児童・生徒数の減少から供給能力が過剰になることも予想されていることから、将来に向け財政的に持続可能な体制にすべく、様々な視点から学校給食を考えていく必要があります。

2 取り組み内容

給食費の滞納額が膨らんでいる状況においては、これまで主な課題であった食器の安全性、食材の選定、メニューなどに加え、経営的な視点で次のような課題を解決して持続可能な運営システムを確立することが重要であり、市民も参加したワークショップ形式などによる研究会を設置して検討を進める必要があります。

解決すべき課題としてあげられるもの

（1）給食費の滞納 …… 滞納を極力発生させないシステムの検討

滞納が生ずると、その分市民の税金などを投入して市民全体で負担することになり、運営上適切でないうえ、公平性も欠くこととなります。このことから、まずチケット制による前払い方式など滞納が生じにくいシステムの導入を検討する必要があります。

（2）児童・生徒数の減少 …… 施設の整理統合の検討

現在、給食センターでは5,400食あまりを供給していますが、今後児童・生徒数の推移に伴い減少することが想定されます。第1、第2給食センターの供給能力としては7,000食を有しており、効率的運営を図るためにも施設の整理統合について検討する必要があります。

（3）効率的経営による経費削減 …… 民間委託の最大限の活用など

給食業務については、安全性を考慮したうえで効率化を進める必要があることから、現在は市が100%出資している石狩市公務サービス㈱に調理業務など包括的に委託しております。しかしながら、企業能力を判断する客観的な基準（HACCP、ISO9001など）の条件設定などにより食の安全性を確保することも可能であることから、ノウハウを持つ民間事業者への委託も検討するほか、給食費収納管理も合わせた全部委託、さらには私会計への移行など運営体制も含め、広範な研究を進める必要があります。

HACCP（ハサップ）：食品の衛生管理手法の一つ

ISO9001：品質管理及び品質保証のための国際標準モデル

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	学校給食
部局名	教育委員会

1 給食費の滞納・・・滞納を極力発生させないシステムの検討

給食費の事前納付やチケット制は、「滞納対策」ということでは非常に有効な手段ですが、学校という配慮を要する場で可能かどうか、市民を含めて十分に検討する必要があります。

2 児童・生徒数の減少・・・施設の整理統合の検討

第2センターは老朽化し、今後、施設の改修費も増加が予想されます。また、施設を統合して一元化することにより、効率的な運営ができるので統合すべきです。

3 効率的経営による経費削減・・・民間委託の最大限の活用など

民間事業者の中には専門的な知識を持ち、低廉な受託費で運営を行う事業者もあると思われれます。石狩市公務サービス株式会社の設立経過を考慮する必要もありますが、競争原理を導入し、さらなる「企業努力」を期待する上で、複数での事業者による競争が必要です。従って、委託する業務の内容を含めた多角的な視点から検討する必要があります。

上記の課題のほか、残滓や会計手法などの課題もあり、専門家、市民、保護者などによる検討委員会を設置し、その中で、「学校給食の今後の方向性について」検討を頂くべきであると考えます。

1 はじめに

市税や使用料等の収納向上対策については、以前、全庁的な収納向上対策本部の事務局として収納対策室を設置し、異なる法的根拠に基づく各債権の滞納処分方法等の法的整理を行い、それぞれの担当課の指導などに努めたところですが、この部署が実際の収納業務を担当していないこと、またそのことから収納担当部署との連携協調体制も十分とは言えず、目に見えるほどの効果には至りませんでした。

このことから、平成13年に同室を廃止し、実際の収納担当部署である納税課に事務局を移管したところですが、最近の経済不況などから納税課が所掌する市税の収納強化に専念せざるを得ない状況もあり、収納向上対策本部として全庁的な取り組みはなされず、各部署がそれぞれ収納業務を行っているのが現状です。

これまでの反省に立つと、今後は、実効性のある収納強化に着目した効果的手法を見定め、限られた人員をどれほど有効に活用できるかが最も重要であり、戦略的ともいえる思考とその方策を明確にし、これに基づき行動する必要があります。

2 取り組み内容

これまでは、各債権を一元化した滞納整理など、全債権の収納向上を一様に図ることを念頭に方策を講じようとしてきましたが、収納向上にあたっては基本的に人員体制の強化が必要とされることから、限られた人員を有効に活用する点において非効率とも考えられます。例えば各債権の滞納整理を一元化した部署を創設した場合、この担当者は全債権についての法的根拠とそれに基づく各々の滞納処分方法を熟知しておく必要があります。この人材育成に時間を要することが想定されます。さらに、この場合では賦課部署と収納部署が分離されることになり、その連携が課題となります。これに対して、収納強化を図る債権を特定して、その部署に一定期間集中して人員強化を行い、債権ごとに集中的に滞納整理を行う手法であれば、担当職員にとって必要な知識も限られることから比較的短期間で人材育成も可能ですし、何よりも賦課と同一部署であるため、賦課と収納の一元化が図ることができます。

この方法では、債権ごとに収納強化を行うため、当初から複数年の計画を要するものとなりますが、結果として実効性の高いものとなる可能性が高く、収納向上を図るべき債権のスケジュールを定めた上で、計画的に着手していく必要があります。

また、神奈川県小田原市では平成12年7月より悪質滞納者に対する氏名の公表や行政サービスの停止などの特別措置を盛り込んだ条例を施行しています。その後、同様の措置を行う自治体も少しずつ増えており、本市としても収納向上対策としてこのような手法を一度検討してみる必要があるものと思われます。

神奈川県小田原市（H12.7施行） 福井県松岡町（H13.10施行）
静岡県島田市（H15.10施行予定） 岡山県美作町（H15年度中予定）

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項 収納向上対策の見直し

部局名 市民部

1 収納強化を図る債権を特定して、その部署に一定期間集中して人員を増員し、収納体制の強化を図ること

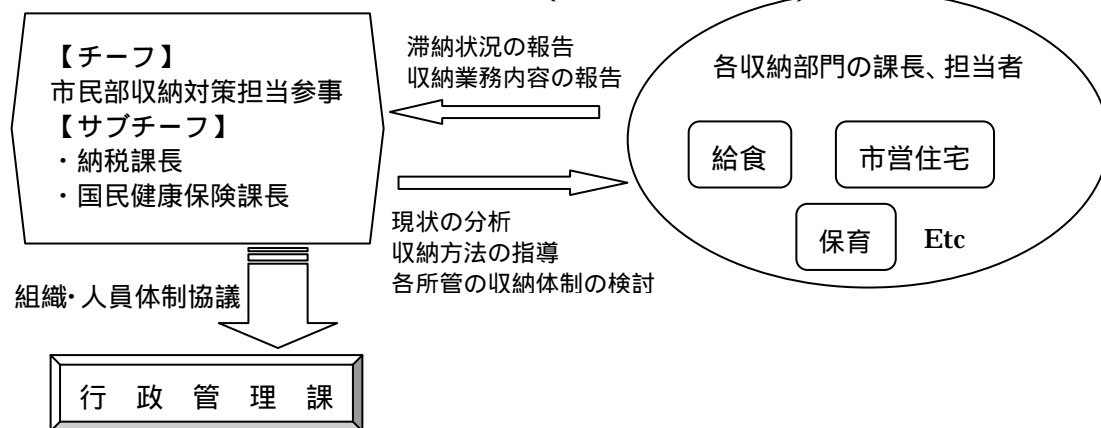
収納部門一元化について、現に実施している滝川市等の状況などを検証の上、検討した結果、行政の効率化を図れるが、直ちに収納率の向上につながらないという結論に達した。本市の収納関係行政の現時点の最大の懸案は、収納率の向上であるので、この点を踏まえた場合、以下のことについて、実施、又は検討します。

給食、保育などの料について、各所管の収納体制の問題点として、人員体制なのかシステムなのか、職員の資質であるのかを分析する必要があります。

このため、月に1回程度、各収納関係所管と市民部（収納対策担当参事）との定例のヒアリングを実施し、問題点の洗い出し、収納のノウハウなどについて、指導に努めます。

併せて、人員強化が必要かどうか、また、どの程度の期間か、どの程度の人員が必要かについて検討します。イメージとしては、次の図のとおり組織形態が考えられます。

収納部門個別指導会議（月1回程度の開催）



その他収納強化対策として、考慮すべき事項

・人事配置の適正化

若年者、対人対応不適應者の除外、公募制度など導入、目標管理の徹底、嘱託職員の歩合制及び勤務時間（29時間）の撤廃の検討

市税の収納体制について

市税は、市財政の根幹をなす貴重な自主財源であり、本市の現状から収納対策は、これまで以上に重要な課題であります。

納税課においては、新たな滞納の未然防止と長期化した滞納の圧縮を目指し、正職員6名、嘱託職員2名の計8名体制で収納業務に取り組んでいますが、一人当たり取扱件数が900件を超えており（通常150件～200件が限度といわれています。）きめ細やかな対応には程遠い現状であり、公平性を確保するうえからも大幅な増員が必要と考えます。

国民健康保険税の収納体制について

国民健康保険税は、国民健康保険事業特別会計の運営上、大きく影響するものであり、その収納体制は極めて重要な課題であります。

収納体制は、正職員5名、嘱託職員7名、計12名体制で取り組んでいますが、一人当たり取扱件数が、300件を超えており、国民健康保険制度の性格上、よりきめ細やかな対応が求められることから、その体制の充実・強化を図る必要があると考えます。

2 悪質滞納者への対応

個人のプライバシー、市民感情などを含め、慎重に検討する必要があります。なお、条例制定市町村については、条例の制定にとどまり、実行されていないところであります。

1 はじめに

新たな財源の確保については、昨年度庁内において検討チームを立ち上げ、平成14年11月、市行政改革推進本部に経費の節減策とともに、公共施設及び市発行物等への広告掲載や市の発行物の有償化などを提案したところであります。

公共施設及び市発行物等への広告掲載については、要綱を定めて画一的に物事を進めるのではなく、広告にかかる諸手続の簡素化を図るため最低限の基準を定めるべく、現在(仮称)石狩市有料広告掲出の取扱いに関する基準づくりに努めております。

なお、市の発行物の有償化については、本年度より統計書及び環境白書を対象に実施しております。

2 取り組み内容

市発行物への広告掲載については、市が自ら広告を集める方式(広告収入として歳入の増になる)、市の発行物作成を委託し、受託した業者が広告を取り、収入とする方式(委託経費から広告収入相当額をあらかじめ減ずるため、歳出の減になる)の2通りについて、これまで関係各課と検討を重ねてきたところであります。特に、後者の方式は、「財源の確保」を「経費の節減」に転じようとするものでありますが、前者に比べて広告募集など広告に関する全ての業務を専門業者が行うことから、非常に取り組みやすい方式であると思われます。

この度、環境課において「石狩市環境行動計画・環境家計ノート(市民編)」の作成について、この方式を試験的に導入しましたが、その際、入札の設計金額は、経費の2割程度を広告収入として委託業者が回収できるものとして、予算措置額の8割程度で設定させていただきました。その結果、予算措置額の5割以下の額で落札となり、予想以上の経費削減効果を挙げることができました。

市の発行物には、これ以外にも広告媒体として可能性のあるものがいくつかあり、これらを作成する際に、広告掲載スペースを提供して委託経費の削減を図ることは十分可能なことと思われます。

このため、今後市の発行物作成を委託する際には、同様の手法を用いることを検討する必要があります。

また、市の市が自ら広告を集める方式については、現在策定中の(仮称)石狩市有料広告掲出の取扱いに関する基準にもとづき実施することとなりますが、この方式のようにまず何か一つ試験的に実施してみることこそが大切であり、手始めとして広告媒体として可能性が高いと思われる市民向けの窓口用封筒への広告掲載を検討する必要があります。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	新たな財源の確保
--------	----------

部局名	市民部
-----	-----

【市民向けの窓口用封筒への広告掲載について】

現在、方式で検討しており、年度内に発注する予定です。

1 はじめに

現在、市及び土地開発公社では多くの未利用地を抱えておりますが、全国的に土地売買が停滞している現状においては、売却のみならずその活用が求められてきています。また、土地基本法の理念である「土地の保有から利用へ」のとおり、これからの時代は保有している土地をうまく活用していくことが大切です。

このため、市及び土地開発公社所有の未利用地で賃貸住宅建設に相応しい土地に一般定期借地権を設定する、またPFIを活用するなど、民間業者による賃貸住宅建設を促進する手法を検討する必要があります。このことにより、新たに建築される建物の固定資産税や市外から通勤されている方などの市内居住促進による市民税など市税の増収を図ることが期待できます。

なお、借地期間満了後に借主が貸主に土地を更地にして返還しなければならないとする一般定期借地権の借地期間は50年以上です。公有地の借地期間は国有地に準ずる30年であるため、これまでは事実上制度を利用できない状況にありましたが、昨年8月に総務省から出された通達では公有地の貸付期間が30年から50年に延長されたことから、市有地においては本制度の利用が可能となっています。

昭和62年に自治省（現総務省）より、土地開発公社の保有土地の賃貸等については、「長期に及ぶもの（当面10年を超えるもの）や堅固な建物を建設する等を内容とする賃貸等は認められない。」との通達が出されています。

しかしながら、公有地の貸付制限については、政府が進めている構造改革特区による例外があり、南幌町の構造改革特別区域（企業立地促進特区）では、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業を計画しています。この計画は、企業誘致活動事業として、これまでの分譲方式のみではなく、景気の低迷に伴い企業等のニーズが高まっている事業用定期借地制度を、構造改革特区事業の認定を受けることにより土地開発公社で実施し、一層の誘致活動を促進しようとするものであります。

2 取り組み内容

（1）産官による合同研究会の発足

庁内関係各課と市建設事業協会などの産官合同の研究会を立ち上げ、未利用地の活用を検討する必要があります。

（2）情報の共有

未利用地を有効活用するためには、活用可能な候補予定地をリストアップするとともに、職員（特に事業実施部署の職員）における未利用地の情報の共有が不可欠です。

このため、未利用地の情報を多くの部署で利用できるようにすることで、市の事業に直接結びつけるよう、電子掲示板に未利用地のデータを載せるなど周知徹底を図る必要があります。

なお、留萌市では土地開発公社において利用する見込みがなくなった物件をHPに掲載するなど広く公開し、希望者には随意契約により売却処分しており、本市としても検討するに値するものと思われれます。

取り組み事項（案）に対する所管部局の意見

取り組み事項	市及び土地開発公社所有の未利用地の活用
--------	---------------------

部局名	総務部、建設部
-----	---------

総務部

【総務部所管の市有地（普通財産）の有効活用について】

現在、市有地（普通財産）については、平成15年9月末現在、31件の貸付けを行い、2,822,814円の財産貸付収入がありますが、200㎡以上での未使用地が確認できるだけで、旧職員住宅用地外7件あります。このような、市有地の有効活用を行うためにも、下記の取り組みが必要となります。

1 取り組みとして

(1) 市有地の現況確認による適正管理（境界の確認）

境界杭の有無、無許可使用の防止からも柵等による市有地の管理が必要です。

(2) 市有地の地目・地積別による分類

2 貸付け

(1) 市の広報紙・HP掲載による借受人の募集

市有地で、現在の市の事業計画等が未決定であるが、今後の利活用が見込まれるものについては、売却せず貸付を行います。

3 売払い

(1) 市有地の隣接者への随意契約による売却

(2) 市の広報紙・HP掲載による競争入札での売却

市有地で、現在・将来にわたって市の事業計画等で利用性が少ないものについては、売却を検討します。

建設部

1 市及び土地開発公社用地の活用

市だけでなく、民間業者（市建設事業協会・コンサルタント）などを加え意見交流し、PFI手法などによる民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、市が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービス事業が図られるようになるのであれば、非常に期待できると考えます。

なお、土地開発公社保有地については、構造改革特区による賃貸などの土地利用を検討していきます。

2 取り組み事項について

電子掲示板に未利用地のデータを載せるのは、非常に良いアイデアだと考えます。

ただ、留萌市土地開発公社のHPなどに売却物件を載せているのは、土地が売れた際の欠損額を、引当金で対応しているなどの措置を講じている事もありますので、後で支障が残らないことも考慮する必要があります。